

別表 助成金の交付額（第5条関係）

ドライブレコーダー導入促進助成金交付額一覧表

区 分	助 成 額
車載器（カメラ）	1台あたり購入価格の1/2の額。 ただし、2万円を限度とする。（千円未満切り捨て。） 1会員あたり20台を限度とする。（保有台数が20台未満の場合は、保有台数を限度とする。）

\*いずれも、取付工賃及び消費税並びに地方消費税は助成の対象外とする。